



秋季全国火災予防運動

11月9日(水)から15日(火)

全国统一標語

「消しましょう
その火その時
その場所で」

秋の全国火災予防運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、ご家庭や職場で火災に対する備えをしていただくことで、火災と火災による高齢者を中心とする死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

丹羽消防署では、秋の全国火災予防運動に伴い次のことを実施します。
▽事業所、町内会等の避難訓練、初期消火訓練の指導
▽幼稚園、保育園児の防火指導
▽横断幕、懸垂幕の掲示
この機会に防火について考え、火災のないまちをつくりましょう。

平成28年度 第2回防火管理講習会

日時 12月7日(水)、8日(木) 午前9時30分から午後4時10分

場所 犬山市役所2階 205会議室

定員 甲種防火管理新規講習 40名

(先着順)

受講資格 甲種防火管理者の資格取得を希望する方で、町内にお住まいまたはお勤めの方

講習費用 テキスト代 4000円

※既納の講習費用は返還しません。

申込期間 10月31日(月)から11月11日(金) (午前9時から午後5時までの平日)

申込み方法 申込書は、丹羽広域事務組合消防本部または犬山市消防本部のホームページ内にあります。

顔写真(6か月以内に撮影したもので、縦4cm×横3cm、無帽、無背景、正面から上三分身像)と講習費用を持参してください。また、デジタルカメラを使用した場合、印刷紙または写真用紙を使用したものは可とします。

申込み先 犬山市消防本部 予防課

☎0568-6513123

受講科目の一部免除 平成23年度から、次のいずれかに掲げる人は、甲種防火管理新規講習の「防火管理の意義および制度」を免除する

ことができませんので、受付の際、免状の写し又は修了証の写しを提出してください。▼消防設備点検資格者の講習課程を修了し、免状の交付を受けている方。▼自衛消防業務講習の講習課程を修了している方。

※次の条件に該当する方は、防火管理講習を受講しなくても、防火管理者として認められます。▼危険物保安監督者として選任され、甲種危険物取扱者免状の交付を受けている方。▼建築主事または一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有する方。

▼市町村の消防団員で、3年以上上管理理的または監督的な職にあった方。前記に掲げる方以外でも、防火管理者として認められることがあります。丹羽広域事務組合消防本部消防課までお問い合わせください。

問合せ先 丹羽広域事務組合消防本部 消防課 ☎95-5158

あなたのお手元に
災害時の緊急情報を
お知らせする！

防災・防犯メール配信サービス
あんしん・安全ねっと

携帯電話からの登録方法
携帯電話から下記メールアドレスへ空メールをお送りください。送信された携帯電話のメールアドレスあてに「本登録」の手順をご案内します。
oguchi@entry.mail-dpt.jp

※QRコードを使用できる機種をお持ちの方は右のQRコードをお使いください。迷惑防止のためのドメイン指定が必要な方はtown.oguchi.lg.jp、アドレス指定が必要な方はbousai@town.oguchi.lg.jpを許可してください。

▼夫婦救命講習会
日時 11月22日(火) 午前9時から正午
場所 丹羽消防署 大口出張所
申込みおよび問合せ先
丹羽消防署本署 ☎95-5151
大口出張所 ☎95-0119

問合せ先 丹羽広域事務組合消防本部 消防課 ☎95-5158